

用語集

【あ】

用語	内容
アクセス	接近すること。また、近づく手段のこと。
アダプトプログラム	住民、団体、企業が里親（ボランティア）となり、公共施設の樹木や花の維持・管理等を定期的に行う仕組みのこと。
インターチェンジ（I.C.）	高速道路の出入口。

【か】

用語	内容
街区公園	都市公園の一つで、主として、街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m の範囲内で、1ヶ所当たり面積 0.25ha を標準に配置される。
幹線街路	都市計画道路の一つで、都市内の主要な交通を受け持ち、都市の骨格を形成するもの。
環境基本計画	環境基本法を踏まえ、地球環境等の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市・事業者・市民の責務などを明らかにするもの。
急傾斜地崩壊危険箇所	斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、がけ崩れの発生する危険性がある箇所。
グリーンボランティア	森林・緑を守り育てる活動を行うボランティアのこと。
景観	風景。景色。
国立公園	自然公園法に規定される、自然公園（優れた自然の風景地やそれに準ずる地域）の一つ。このうち、国立公園は、国立公園に準じる景勝地として環境大臣が指定し、所在の都道府県が管理するもの。
コミュニティ	地域社会。共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。
コミュニティビジネス	福祉、保健、医療をはじめとした地域が抱える課題、地域に役立つ事業について、地域の人々が自ら取り組む小規模ビジネス。
コントロール	制御すること。統制すること。管理。

【さ】

用語	内容
災害応援協定	災害時において、物資や避難場所の提供、救護、情報伝達などの応援・協力活動を受けられるよう、地域の事業所等と結ぶ協定のこと。
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として定められた土地のこと。
地震防災対策推進地域	「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 15 年 7 月施行）」に基づき、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、地震防災対策を推進する必要があるものとして指定された地域。
自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的として、学区、町内会、自治会など近隣地域住民を単位として組織されるもの。
自然環境保全地域	自然環境保全法に基づき、高山性植生や天然林等の優れた自然生態系を保全することを目的として県が指定するもの。このうち、特に保全の対象として重要な地域は特別地区、それ以外は普通地区として指定される。

自動車専用道路	都市計画道路の一つで、高速道路などの自動車交通のための道路。
スプロール	都心部から郊外へ無秩序・無計画に開発が拡散していく現象。
線引き（区域区分）	都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つの区域に区分すること。
ゾーン（ゾーニング）	地帯。区域。範囲。

【た】

用語	内容
都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりやを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域が指定されると、開発許可基準の引き上げや建築基準法による建築確認申請・集団規定が適用され、用途地域や都市計画施設等の制度活用が可能となる。
都市計画基礎調査	都道府県が都市計画区域について、概ね5年ごとに、人口、土地利用、建物、都市施設等の現況把握を行う調査。
都市計画道路	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される。
都市公園	都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの。また、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地のこと。
特定用途制限地域	都市の良好な環境の保全等のために、線引き（区域区分）を行わない都市の用途地域以外の区域で、特定の用途の建物を制限する制度。なお、特定用途制限地域は、保安林等の指定がある区域では指定すべきでないとされている（※都市計画運用指針）。
土石流危険渓流	土石流が発生した場合、被害が予想される人家が5戸以上ある溪流等。
土地区画整理事業	宅地の利用増進と道路、公園等の公共施設の整備・改善を図るための市街地整備手法の一つ。
地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画のこと。

【な】

用語	内容
ニーズ	必要。要求。需要。
ネットワーク	個々のつながり。網。
農業振興地域	農業の近代化、公共投資の計画的推進等、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地等として利用すべき相当規模の土地があるなどの地域。
農用地区域	農業振興地域のうち、今後概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保し、農業振興を図っていくとする区域。

【は】

用語	内容
ハザードマップ	災害想定区域や避難場所、避難情報の伝達経路、過去の災害実績等を住民にわかりやすく示した図。

パークアンドライド	自動車を都市郊外の駐車場に止めて鉄道やバスに乗り換え、都心部あるいは特定地域に入る方式のこと。
バスターミナル	バス車両が停留し旅客が乗降を行う目的で設置されるもの。バスの発着場所を施設化したもの。
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを除去すること。
風致地区	都市計画法に基づき、良好な自然的景観を形成している区域について、建築行為等の一定の行為制限を行い、風致を維持する制度。
プライオリティ	優先順位。
保安林	森林法に基づき、水源のかん養、砂防、風水害の予防等のために保存の必要がある森林として、農林水産大臣及び知事が指定するもの。
防火地域、準防火地域	都市計画法に基づき、火災発生時の延焼拡大を防止するために、建築物を耐火構造にするなどの義務づけを行う地域。火災発生の危険度に応じて防火地域、準防火地域の区分で指定される。
保水	水を蓄えておくこと。
ポテンシャル	潜在的な力のこと。

【ま】

用語	内容
緑の基本計画	都市緑地法に基づき、公園整備や緑地保全、民有地の緑化等、緑に関する取り組みのあり方を定めるもの。

【や】

用語	内容
遊水	河川沿いの田畑等において、雨水または河川の水が流入して一時的に貯留すること。
ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
用途地域	都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途等に一定の制限を行う地域。用途地域は12種類あり、住居系は7種類、商業系は2種類、工業系は3種類に区分される。

【ら】

用語	内容
緑地協定	土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
ルール	規則。規程。きまり。
レクリエーション	疲労を癒し、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。